俄羅斯紀聞

三

早稲田大學附屬
圖書館
第　654
第　2
第　3
不許帶出
ル8
2994
3

俄羅斯紀聞

第三冊

光大夫物語

門 ル37 3038 3

特 ル8 2994 3

乙丑の秋謝暑不佳日に佐嶋にして賓客にあるか何しく前に魯西亜より帰りたる光太夫
俄に來て見る渠窟に居るすゝ名しき見て問に應ずる事皆的實なるか如し大抵
西北航海互市を勢の形多く船主と乗て或ハ衣冠これを行ハしむ光太夫船頭を以て之を
其初の出帆を嘆ゝとす譯官寡にして知れ徒に従て彼王都に到り山ら帰るへきを
請ふへきとて及て女王に見留已にして黄金鋳るメタリと云ふる器を賜ふ主院(?)斯
三十年寡をして此器を賜ふ光太夫にて三人之そ露異紀て又譯人博通し
てきて十七国の風土解せまるゝを光太夫に聞して多基なるを聞かるゝ事と為
況や然れハ光太夫鄙人なりより士林交遊の事を不知四史雅文にまるゝすて輙彼ら
並行とする所界しるゝ事則今此に来れハ後将彼ら我紀に因てあると知唯是彼を
見るもの光太夫に始とそ惜しくこれをきりしく選て一條き並れり猶
其俗をきて政を察し風をきて志を学ぶハ識者ハ別に帰るもの他は文しるへき
使りの寡語のまさい此にこれを條するもの阿り

光大夫物語

魯西亜の女主ハ前王の妃なり国俗王卒して妃存すれハ
継立其女主卒して后に老して後始る太子立或王
子男子なけれハ女子を立女主とし又婿をし君王
子絶れハ王室三家あり継続の備とす三家をナリ
ユキンと云ふ縁様ありて乗色有し官路にありつかまて
其国法として女主たえぬる時ハ女壽なる者
あり又王存して妃亡されハ更にあるものあり此
也といふ

王居下にあるかすにナラウペツリムルセウといふ壽にいる

大臣三員あり此家に当る者あれハめくる意なされハ
外国ニ迎ふ例あり下ニ掲し又ナリシキンニめとらすまじく
卑者にいたるまで其親の婚をなさゞれバ此三家を嫌ふハ
同姓をさくる由なり
女主子メツ国の王之太子の妃又子メツ国より迎ふ
女主の名エーカテリナ、アレクセウナ 歳六十三 我寛政四年ニあたる年をもて算ス下倣此
太子パールベートロリーフサ、三十九 太子妃マリヤ、ヒヨウドロナ、
太子の子アレクサンドロ、ハールリワサ 此子イキリス國一當子ニ
行の約あるよし
王をインペラトル（他書ニエムペラトル又ハイムペラトルニ作ル）と称す是天子と云事也女主をオスタレニヤ

後
漸ゝなりペートルといふ中興の英主出て種ゝの制法あり
賢智神武にて孫細民ニ至まで今ニ威風を仰くもの也
昔此地大塊あり生民住居もなかりしをペートル軍騎にて
て鍬を以斬殺し開て都とす海河の便よりて富を通
西域強盛なる中古しくより百倍し万物来集ふさる事あ
るし 不通國ハ日本ニ似たる位の事なるよし是なり
國人志益大なり
ペテルボルへ府有る河あり大河幅広し是ニ大橋を架
屯大橋の通ずる水と深して諸蛮船入来る所之橋の側
ニペートルの像を造り威勇を示す則諸馬鞍を執前

に城あり メダリといふ器に肖像を鋳付たる
王居別館宮殿壮麗をつくせり門より内を不用毎門守
卒銃を持て二人立のみなり殺く人を饒せす先大
夫又他の外国人は皆宮門より出入し或は一人に伴して
王宮後園に遊ひ女王の厠にいたりなとも得中にて
別館は国人遊覧の為に定てあり傍に女王いまる中何れは
戴く者の笠紋をさしはさみ又道辺に立車の行過るを
待すての事也
王居の事を商議する中ハ謀る也命令者をいふ事なし
宰中を大方らふは別に役所ありてこれを列す紫に
あり 太子をウエリコイ、ギニヤチ 妃をヘリコイ キニヤヂナと称す
女王加日唯扇第事に一毎天主を相するまた又一毎は二毎
左前驅廿人老臣二人馬の両方に歩其外随臣五六人に
て過る其他七日目ごとにいはれなく天主を相して遊行
前駆ナウガテといふ緋色の武官つきて紅衣を着す行
人これにあへは着る所の笠を脱きて拗へいさみ道傍に
よけれ立車行するをまつのみ相ぬる事をいはす其他
歯簿儀衛さらにあることなし其外下大臣などに至りて従
僕なしすくなし
王の宅地ドーシンといふ士族の宅地に同じ イスバとも云ふ

の寺をソーボルと云 士庶の寺を関してツエリコと呼
王居城郭を構へて士人商賈の宅相連なる王居より
大なるのハ俗多く楼居を好む王ハ六層石或ハ作り出
ニてたゝみ上たり四方五六の二町ばかりと有でし而
郡会合盤処とあるなり
ドゝーシの門前偶館あり大屋敷数多連なりいる又書子
代様のくる所す
モスクワえ番所あり寺院あり門ハ大なる自鳴鐘を
ペテルボル宗廟の門ハまたみあり
ペテルボルえ彼国の新都也 少極五十五度六分の地極陰

より八間なるの類と見ゆ
至る日中の中の月ハいつるまま王子ワワルスコイエセロ
という所の宅あらつる国極にて国陰遠ざかりというなり
此時ハ年これハ陽気いたり暑熱盛極の節我国四
月頃より此頃きつし此宅暖気に修め寒気れハ都り中八
月の節の日よりいたれハ又ペテルボルまでつる 此宅宮殿
並ハこれハ之両宅にて宮女八重石をもって稀尾ふし 両脇に華
欄を植ゑくらみ為に編石をもって石にて文あり編
石よりて少い空を石まてつくる燈ハ飛をも凡女歩にして
一基を為存す 並又女歩まして 一丁を道居よる至る

費若干なりき女主其命計をきゝて モノオカ と称す
是臣多ありける祠あり主臨没卅年なる此言を称すと
云ふ如くハ蘭人の船に接寿しの之みぬ如く升云
河岸の云ふて観を建更築もすきされと中ハまして
不果何とされば胡盧陸時おなり皆水気をふくみ
滴流するといへり佳ならざるをかくなり
ペテルボルヒとモスクワとハ四五年に一ト度おもつるまゝなりしあ
都皆地名之王これに居れハサンと云ふ言を加へよふ今女
主ペテルボルハ居ハペテルボルとサンペテルボルと旧都をハたゝモスクワと
いふとし モスクワ府らつれハサン モスクワといふべし而ペテ
ルボルのサンの字を去てこそ モスクワは我セする モスコウ
ビヤと唱ふ之左き都されハ街せまく縦横斜道多
くなるに廷回迷やすし ペテルボルハ阡陌正しくて甚高旬
のとし都る甚広にて常に遊行あるに四方の郊若
退くとたやすからずとし我医師に此をいふ潤色ある如
しとぞ

市布帛衣被器物わをとるものハ多般ともにつゝけおく
列肆棧に従遊のぬきとあをつくり数ら三層つゝる
ものあり物を買ひんとすれハ従遊をつゞきては甚弁する
の由叙酒肉兼悪の器を下におく

新約信外国の商舶輻輳せし以ては或官に達
せる上にて元通商せる国々並ならの河口に館を建初み
ハたくの館に報せらるゝり只船舶のみならず街衢は
悉をつくし彼国人と雑居しれ婚姻もして居るもあれ
彼卞のみならす四方に遊行するを禁ずる事なし
又各国より伽藍をつくれ東戯場をつくりて居る又人
の見る事をなさしむ事又不禁事なし尤彼とまり戯場
あり多くは白昼を以て戸を閉晴くして燭をそりて
するなし外国の通商する者皆其紀をなす者を
つくりて後世まで皆其西国を名つけ老大夫の紀せし

右後に十館あり肆とる者を ハザルと云
○和蘭 ガランスとも云ふ ○オトーミヤ
○チメツ ○スエツ ○トロツカ
○トレツコイ ○モンユリツ ○アラツハ 欧羅巴也則 黒奴
○ベンカリ 是我国に東里程の国也
外国の寺ハ イギリス一 チメツ三 フランソース一 有余は
給せん イギリスをば彼国にてハ アンゲリス と唱ふ
外国の貨物は多く諸州より廻り来る又通商人
朝鮮通商すて以て肆あり茶綿木綿布綿布等縮布
の類等 朝鮮の物也

商賈肆は爐火を不設又屏障なし故に宅して住居しるとし
肆をも好事皆織綢をす但我国の蔵とは大に異
なり我国の売るは織く綢を売るのみ則ち是は横さ
縦に織りく指纏するほとしなるものを又織る
手のもし之れをもって身代富し皆を遡るの恩を
観は縦く居室をつくり居るのみそ國産樹木有る
妙し富大小とも只一字にする主居六層自余の大
家といへとも四五層或は三或は二層ありて楼居を好
其五層あるものハ最下は牛馬をとゞめ或は畜類を
をおく二層を厨房とし又下宮をおく三層を侍

四層をとく主人居り上層を蔵物を貯蔵する所と
盆樹を好或は銅をのべ大サ数丈なる盆をつくり
花樹をうへ或は花を貯へ葡萄を植へ又工なる
ものハ火力を増損して一根にして上枝の実は上
層にあり三層に熟し中枝は下層にありて熟す
最下の枝は花さくやうにつくるものありすへて珍奇
之物を好み多く力を費すも得るを絶との改めく
とて我を了る所又多く三四層の上に役く四窓
すへく ビイドロ を嵌子として字陽に銅をもって大なる
筒代つくり家下より上層の屋上まで通しおこし

朱

箱の上を覆ひとよけ毎層此箱の中にて火をたく
其暖気を通す為わり故に揺きさて以て此様
上空寒れハ我か三月南風暑しき時のことし尤冬
に擬さる。又是ヲ芝銭ペーチと云ふ器ある銭の又蕃
の銭用ゆ火煙をあくむを切之窓の煙をいふ所
云ペーチの座出に都しさる蘭僕風樂しくてペーチに
蕃銭加へ至人金銀にて果銭少く白見ゆる一とあれハ
ザミヨルとて臣僕を吹ザミヨルとも云陳之家之蘭家酒宴
とらて之 此に準す

一 厠の造りニ方銭宰くし臓銭りくる振すし長サハ匂端

大小家に随ひて以て一丈ことへ高まし其の取の上
に前後階の板ある又と木丸く穿つて穴抜くり宰石造
をつくり金中入必ちの厠にする又火皿の大なる之乗る
に烟草を多く貯へ書籍を備へして煙草を吸書を閲
まい緩にとして神と氣つある暢銭張らく速ゆする心道
悦くらくのとくする八其の妻銭様するるにあるん怪
なるもの中のよし害子お後より以てれハ差僑して物怪お
もし故る衣み之隠ことかり家銭霞へ入りれもくきを
あきら故之すてく若ま之あつし皆此穀ありされハ
百家にあかるとの多し只貴人富家まあある

しるべきなし
厠の穢悪をすつる所なれば中庭を用ゆ百日に一度もよる
あらし為敷の畫線にて田字なく八矢ハ海上数
里の世界にて楷の係高多くして田舎なれハなり
自鳴鐘子ワケ並生の影多く好み方鏡钱掛一室二三
面多きしるの者四五拾つけ並生ハ七八歳より十余歳まで
貯ふ又也天主の位を投く天主の前の燭台ハ多く
佩と不用ビイドロ鐘子油を無用を中ニ並べ火を
点す油滅すれハ御随く下多なれハ随る上油並点
ハ不滅ニある又佩より多生見るを並べくとも申す天主

少しむよし本室を先むに佩より投く無しきこそ
士も商ともに家居の飾様さん我也の家屋とも云ふ家を
セ三ヤカセ三ヤカの造り方楼るろ楼二階ある
くりるあり楼左右へつけ名れ上る楼よす貴者左右
楼よつき卑者左右楼くりす士の宅より上層の前
の方へ家大小不揃し又大小あれとも皆もをつけ形
より四方ま三方皆窓を開ビイドロ障子にて眺望の
不足す又宅前ニ社の様の家さへ六尺許るるを二丈
建楼子又鉄子てつり代りにさへ何の使ふるを講
先とら云ふ此二物商賈ハ如何富家より云ふてす

つくる事あるときは
庶人を出し戮してお保せしむ
庶人良家奴隷の分わかち只貴なる奴となり戮する不肖子
を懲す為に奴隷となすことありされどみな年月
の期を定め賃の数かぎり仲年限あるべし
此條呉縣方外紀合
此は棄子を収むる館を設く貧なる子を養育するに
を得ざれば救館にいたり牆を敲牆の下なる赤子を
うくる旅をさしおきうけて門の辺に金銭二枚をの
せ折し棄る親子らは其の明る館門に榜をかし
此館何処に棄子救たる東西第宅房にわたく孝に

すなを志るしおく親母榜によりて子を知る
をとる心あるものは志はく安否を知る但親子と
認る事を不許是とて棄たる子とて後母親生存
まえんせしむるは情を然して志るす館中に乳母
ををきて医薬を設け長するに随て書数其他の藝各
師をおきて学しむ館を宏大にして左右に房我
つらね幼子を其中に移すを其中の人とて秀
才に従く官を授ける是係國一夫一妻の中にて子を生
すことも多又彼の國の者も子多い亦育嗣子なく
して終るものある故之より子をとるものあり棄子館に行く

逆て子と定め申すを申さぬハ許して去しむ
棄子籍を離るゝハ二歳までを預かると云ふ 依て縣官の手に
皆此道を推く行ふ事を知るべし
井戸堀りて水をくむ事村落なとにあれどもそれ人多くハ
河水をのむ
浴ハ皆石炭を焼て水を温め氣室中に満たしめ内にゐて
或ハ坐し或ハ偃臥して垢を撫去る風呂屋有大なるもの
まて我国にも湯寺の浮図程なる物ありて一人三銭
とし五銭を出せハ茶一盤を出し衣裳雑佩を守る
又人々の宅に設る浴もあり初め氣の盛なる術に宜しからず
さるよし先その家長をして浴せしめ夫次に主人妻
次に家族臣居妾などにも及ぶ
貧しき家有りて只賃いくたくもあらず假貸屋に
かりて又いくたくをきらずとの價を月々に償ふ
かれそれこれらの事ハ左後之
王の國にも四時の百花を植ゑを育る物ハ地を堀り
出とて又其下に穴を堀り通し口まで火を焚煙を
廻し陽氣を含ませ花實をつくる園を預るものハ
イキリスの人イワンイワノウイチ大、バイユーフとも 此國又他の
盆樹なとまて見くる物名を志ふさるものハ紀志梅蘭

莓フナーシ三年まで熟す 牡丹芍薬イチゴ菊石竹アンヂヤ桜
我国の如き蘭人なりぬるにアンヂヤの花まで出る
伴の蓋にすぐれて盛なりしと
王の親族三家之ナリシキンと云我親王家の如し官職にあ
つからず俸銀を給し邑 1 会す且ムスクワに在二ハ
ペテルボルに在王嗣なければ入る継
爵十九等ナリシキン與ふす又諸侯卿のごとく世孫有志
かふさるばり世孫をキニヤチと云世孫相ふさるをガラ
フと云いえある十九等ハ
第一エナラウ、ポスーリトン、ニルシヤウ 三人

銀五萬枚を給又邑あり此第一人の名をキニヤチキ
リゴレイ、エレクサドロウエチ、ホチヨンキンと云ふ是れが肖像
及采邑の図三銘まで儲けるとあり先太夫齋備
邑あり図下に揭し先太夫キリロに向て此一邑我等
在に当らんやと問しにキリロ對てイツハショハポリショ
イ代といひしイツシヨハ数と云ふなりしポリショイは
優なり大之志あれはいかさへかまはるゝにてしまふ
是なり○此三家にすぐるとのあれは王統まで
又官職なし國大議ある時は相談る先太夫の相に
上りし三五年前アラツパの黒奴交易の事将ペテル

ボルの貴人輩ある内へ石を入拝の目をとらすあ流
しくる事有しを悉く軍艦数隻を以て攻来貴人
ある所へ大銃をおさく島西亜自善として戒嚴なする
（二是見大國之風）
事なし又一使をも不世て都を開かす貴人を彼
是として和解をされ共是殿下の貴人が苦みよりて
外國の名を動しる事られいそて　ギリコレイなかの
山中やりて謝しむ事行りしまし　キリコレイは此病
りて船中ニ而病死せて
キリゴレイ肖像一幀　同人邑圖三幀
第二　エナラウ、アンシウ　廿一人

銀二萬五千　此アンシウ物の時二騎ありて全ぞて巻より旅ニ進り指ると後る事え之ん中之
第三　エナラウ、ポロワチク
銀萬五千
第四　エナラウ、ニヨル
銀一萬　此ニヨルより侍從のとき官に在るエチウタンと
云王の近側ニ仕ふる事あり金の孫ある纓の縁
あるものを佩
ひし四等諸侯又卿太夫としいふへきものなし車
六馬ニ乗す
第五　デルサン　弐　ベルカセウ　ともに三

銀八百
第六　ポウユウニカ
銀七百
第七　ポヽコウニカ
銀六百五十
第八　ピリソルヽ一ヲル
銀四百五十
第九　シニンクシヽテヽヨル
銀同　此上ハ天子まゐることを始車四馬右五等士をいふべきがごとし

第十　カピタン
銀三百六十　その実は一日一枚をもて給す
此以下五等アンセウなり爵を給はず天子よりも初るを許はす

第十一　ポロワチリ
銀三百枚　此ポロワチクより以下をオスフポヂンと称ふ徊之人をいふことかく称し又をふされば自分我はオスフポヂンなりなどいふ我がれきしるをいへるかごとし
此以下ハ長剣を右の後ろにて提（剣長さ三尺ばかりとふ短し　スツ）て大刀作るをサラフとふ

第十二　ポヽロツチク

銀二百七十五　此以下欽也し經し便罗ゝ種光大夫を追り来りしアダム共ニ此官之

第十三・　クラポツシキ

銀同　光大夫を追来りし船頭此官之

第十四　クミラツポシキ

銀二百五十　此クミラツポシキ以ら罪科りとてゝ杖をかくるもて或は閑居せしめ罪を糺問す閑居の労の使役をもとむ罪重きに決すれハ庶人とす軽けれハ閑居日数の多少をもて罪科をゆるされ

くの後もとの職よ入る

クミラツポシキより以下にして以ら財あれは地を買てもが有とすることを得ず凡陶廠鍛冶雑工何事 宝廠の類を買持事は国禁之　此以下セレザントよりしては地を買事のゆるし有る也とぞ

第十五　セレザント

銀七十五　セレザント　セレザントより以下ハ使者舊鎮酋長ホ王敎よ中よ在る者自ら手よするの商賈あり　此セレザントより以下よいたり經錮を右の業とせさむ

鑿師　此職　此セレザニト分り罪あれハ科

第十六　ウイーンゼノ、アキリゼウ

是なり此下銀を給せし月々に若干を給す國銀
を給するを貴しとし扶傭のすくなき者ありて其内
なるを自分買ひくまなく扱ひするものあるに依りてとて
官なり其を給するといふなれなり

第十七　カプラン　　一番

第十八　メウダテ　　千八百人

此メウダテ武官なり賤しきものにして先ごと多く
用ゆ太子なとして是をすてむ彼の重くされ且懸ある
を有知る中にても名あれ且自武權を示す也不我也

メウダテせしに分れて六隊とす毎隊三百人六館あ
り四分して分ち其館内各舎あり館門樗を設け第弐
隊と志る四隊は王宮の宿衛を勤一隊なり百人つゝ
七日まして交代し交易の日は上直の者百人馬に乗
来て王庭に入一方に立下番の者百人又一齊に立
頭る東の鳥銃をもちて二あとして　三声して後上番
者退く上番（直）交代して三声后後下番者上直者の営に退
馬に乗て帰る上直者は持つの東を記し直は交替の
時に王出す見る其人帝中揺る其日は都くの人ある
よし他の二隊なり皆其縣まわり又王子等の館

をまり王居の宿衛につとめす州縣ホ守をソウダテとも
なし遠せし是とされハ別にソウダテを按同しく役
に使ふされは因れあるとなれハ指揮に少兵は
○ソウダテ銃を持て乗出することを卿士首の少兵に
加へみる丸くらえあるをいつて船丸をこめて的を
とおすを見る中なし開戦其他の兵器を不用
甲冑を不用火銃のみを用ゐるふされは其西洋は
ダテ斧を提ゐる王ペルと斧を採立たるは戦
陣には斧鉞の新を用ゐると呼し他の兵器は大概
へうれ

第十九　カザアカ

第十九等の各實なる東官職爵位の名を雑しあ志
られ そもエナラウ(ヨル)より エチウタン 此エチウタンは王に侍従
する官之爵位にあれハ又醫官セニサントの此なり
州縣官ホ此くも称を附せあるとなる所り両州縣の
職まはあるなる此ゆゑ又彼此の役人附といふもの
錦組多さとなりしこれらとを参る十九等の爵位
ありいえとも其名あり若官職ありとは少佐留易
といふ十九を数おき入へられ
東方中より折る絵まし八馬の車にいつ隠寨へ遷下へ入る

あり馬にハ猩々緋をもて包たるあり目と尾とに錦の
みかさりしてつゝみたる也
キニヤナはすへて世禄あるのみならず爵をハ世々相続ガラ
ンは官位によらずして又死すれハ子或はメウダテあにて
また其功労を積て相分ちて

傳爵六等あり

第一　ミーテレ、スコワポ
有験官僚にあり　されは世爵をあつかるものにて魯西亜の天
下三四人に不過　イリコーワカ、オホーワカ　ヤユーワカ　チキリ
アタンシスコ等をあみ只一人あり

第二　アレヘレー
以下二等車六馬を御す事あるときあるに限

第三　ホロトワポーフ

第四　ポーフ
車四馬○以上四等まて一寺に僧持て死去あれは了
導し差る生夫にて為化媒妁する事を得　以下二等
之職をあつかはす

第五　ヤアコノ

第六　デヤアコノ
車二馬

ポロトワポーフより以下住持たるものハ妻あることを不
禁せられとも齋僧ハ娶り齋僧となりてハ妻あることを禁
とせり破戒の徒となれハ之齋すれハ獣肉を禁す魚
こと齋食とす牛乳ハ齋日不嘗
朝夕各寺の鐘を鳴らして日中に遠く聞ゆる程鳴らして遠くハ
聞しく日中之鐘を夜ハといふてハ燈を燃し又燭を持
おのゝ気し夜分用ひさるも何とされとも携ふなれ
ハ又街衢に燈をともしぬる事之
邑あるものハ則吾法度のかしといふても陰居にかへりてハ
坐る多くハ又甚しく陰居も飾を不帶

法州銀ハ出官をコロヂニーイチと云其副をフラリと云錢財の
事を司るコロヂニイチが給する銀といふてフラリフラリクワンスと
其之州郡の大小又各人の功勞により其俸金ハある株子有れ
とも大守縣令なと代官ありて其而下にソウダテ
あるのみ之
賦税ハ人頭に係くれ凡男十六より五十迄 イルコーフカと
道遠近に依り銅錢三百七十五文其他に大銀五百文ヤコー
フカ オホフカ大錢を収めす獄皮を以十六七四十五六迄
ハサし猶くするほかあるまし
國俗すへく内外のかなし宮と妻子を携帯して家し又

家族ヲ接する出愍恵のみなれハ筆を徒術を融しけれハ
又妻子の為にして悼ふす賤者なとの宅云ハ僞ある
其門外にむく主夫婦ら食を辛を待ての事をいふ
筆事といへハ家族妨を害る事鮮なれハ能く官割
せす人不又憺ふす

遠州僻郡にハ必其俗の民あり勿論為郡の迹てあるへく
ヤコーフカにはヤコートルコーワにはブラウケトングース
チキリにはチコホなと云ふ類之是等の直にコロヂンイ平およさ
めて別に官役並長をカプランと云人にカプランとなるを
本籍村に住を五ヶ年に限る みなの其俗ハ皮革を貯ふす官

由りして取しむされまらてカプラン稚者とらへてハ利
又大なりされハ是て官を定子セれ
州縣にてハ役頭を席帳コロヂンイ千世次寺僧壬次フラリ
壬次カラン欠等之
州縣官の其にて又不して一の縣官の如きともを立てよ多
し出大中のかワりをのみにて治るハ同し
女官の事につきてハ先大夫らペテルボルに在し時寄宿せしハ
スワルゴシコーフポーコノニカにて脛之外西の方によりて
役者を為て先大夫ハ彼れに宿したる事の書をよ
くす随乙本に先多し妻役アニナロイワイ十と云ふを官

人あり先夫婦女主の見る時は此婦人必先主の手を
行く左右にあり先夫婦々の手の上結ふ事を為して其
居并呪長國人の手を取ありけす女主王子抱きの
揺く誦し如きなるかある先つる之ケ抜きて王子にお守する
手に入るたけやすしスウルゴンコーフが宅主終に婦人の後人
為て用意するさこれ玩し イウイナは活世話る婦人主
人を避けす行はれるこ不疑し不行為るとは有まし
きなれと不拘あるまいあてとしてなり是官人の風俗
なし
國にも占をとて吉凶を問ふなし

秤をメヂペとこ四五貫目をフドとこ云 何の物も大低フドとを定
規として フドとまで何程と直をいふ我国の秤よりは四貫目
五百目ほど為 煙草肉牛乳等皆貫目をもて売買す牛乳
プートまで三百五拾文位より八百五拾文くらいなり
升をモウニリといふ 形

ぬ矢張一升より大きなれはサーし 飲汁之十升器を用る事を遊るオリ
ヤウの焼酎あり 酒類乳薬等を量る升は値に雑し此方の茶
株くらいなる計り 形は一升器に同し 十文升五文升なとといふ
品あり

裁尺をアリシンと云鉄にて造る二尺ばかりなり我曲尺にあつれば
二尺三寸六分ありアダムホ光太夫を送りて松前に来り
此尺を見るに皆ポーこと云ふ是を以てするに以て十分之一彼国
の制とし尺を壱歩とすナヂンサゼンと云ふ壱歩五百を一里
とすオヂンヨルスと云ふ是なり故に十里百千等にいふる
是を我国の里数に直さんとに三六をもつて見る則彼が三
十里我十里有奇なりあるふれ光太夫の説なり
光太夫初アミシーツカにつきしより我国の或紙の如く海上
千四百里をよへてカムシアーツカに至る 今カンサスカと云ひてミカムサツトカとも
本ミカムシヤ
ツカ共あり

山川三百七十里ほどをへてチギリに至又海上に浮ぶ八百里にして
オホーツカに至山道一千一十三里をすぎてヤコーツカに至是
より猶又を称する所也氷河二千四百八十六里の線海を
イルコーツカに至る是より陸行五千八百二十三里にして彼
国の王都ペテルボルクにいたる此に至て已に凡一千八百九十二
里之数に其ままに見へく殊に海上を顧出されく又なり
にてオホーツカにいたり夫より彼方へ移りて我ら子モロ子モロに至
着するを得るの国の小船なりにきしふオホーツカにいたり
凡一千九百八十里程あるよしを委しく経歴せし者
海路辺部の方角等をうけ仮の路村落虜號の亦とはさふ

徳に關塞隄隄堤渠儲倉撰合撰の類をいへり
徳に儲糧をつとむるにあれハ耕穫の外に数国多魚の類
以とて後に備春夏と以てとも多食せる事なし 鉄縁あ
つきよりハ畜牧を業之人の畜をはかり田宅を同えすし
て畜の多寡を算 畜ハ 牛（ギヤアスト） 野牛 猪（ジゼン、ミヤン） 羊
豕（コシヤウ） 禽ハ我言に 白鳥（レーベ） ありくむ イーンゼ イカとも
あひる ウフカとも 鳧 鴈 鶏 鳩 卵をヤイフとも 獣類多し
ともとく 駝（ダヂ） 駝 狐（リシツ） 狸の類 五指あり人に近
類ある事嫌ふて食らず 又労使するもの食する不忍 会
あ 労使するは牛力ありといへとも 役せるは馬蹄ありといへとも

不食山野に備するものハ専に是備らず猶白鳥の多よ
チイヨリとよぶ 実に猶白鳥の名に似たり 一の異なる
事之二物畜に人に知れく館陽あるなし 山野にある
物に人に知らるとて多く名を付くるよし 鹿と会
魚多くハあるものなし 湖魚ハ少なし 江魚多きハやすみ
然海魚多知れぬ故に 鯨（キトヰ） など エノチイカとも 名もなき物
はなはだ多し。
夏女皆猶を業とし畜を人に割く 豕を殊に好むとなし
ペテルポルまで日の夕なる人も在れハ田舎より白鳥鳧雁
我に牛羊豕野牛の類を畜ふ 白鳥ある人ハ一人にて百頭

ハ李来市ニおゐて販売する者ハ皆罌粟を縲獣に罌丸と云
故ニ一人ニ而数十ヶ所を乞さまを乞て開の風呂さる
事ありし其の群を引て入これを生乳をとる
其ハ我国ニ白酒を売るか如く壷を携し来る者ある
此等人ハ水を加へてうる買ものハ自杓をとりて織りて
く累して淡なるものハ其を損せしむ乳と酒と売る手ハ酌
みなるを知し價の外あれハ買手ハ自酌みて
飲む又ハ氷を乳中ニ入れハ濃にして冷なる故ニ此の
暑中ニよふ其の列ニおゐて我国ニて料理茶屋の招牌の如く
ニ付く鮮を割しむ一斗を解する価二十五文

罌丸を云ふ駒まて小様まて其の獣の壽の長短ニよりて
其長の種合者遠あり此中ニおゐて乙たる其の乾倉村
前を過り高ふるものハ屋て如何する之二人連まて来り
其の獣の足を堅く縛之刀を引て嚢を罌丸を引出し
捨あるへ塩をもあ縫おく一毎日ニ而斎て之此日ニ
をする其の代キリメンと云一箇十三文之
凡此時士集ニ互ニ乞飲するを務とし是を絵甚して
他の口さおし如これハ之国人病を嗜なる其の名も飲
其ニ醸しめ之れハ悔へる
其酒盤ありといへとも物を乾肉或ハ塩糟ありまて漬る

牝を用ゐ牝を化鷄を合なしめたるを見ず卵を煎て其
かつをぶしの如くなるを家を軒にかけて三年程乾し堅く
なりたるを取出し切るに無二物を一先ず都にて
之猛虎我國に似たれは花都なる風に我り盛皿の上に
乗すすめ出久しく保つるにあれは洗淨あて用
いる家も此紅毛語を重ね(?)載せ卓上に置て又名を
若此たる客心に祝して用ゆるまゝに酌て飲付き婦人あ
如(?)の類少くなる事なし夏ころコスプを用ゐ献酬の如
なし
酒をカパ アカと云ふ光大ク應る ホーツカムシヤツカペトルガオル

チギリ皆酒を醸して エヂノゴロー と四家あり キボーチカ酒の
類之されは實に我國の大鼓樽と云ふごとき形状樽を
ボーチカと云ふ其の樽に入て来る酒故にしかいふなるべし
又タラワと云ふ大名酒なり オホーツカなり
菓子西瓜 シヒリなり 柑 モロコーフ 蜜柑なりといふ見ず
だいく ハリモンと云 オトニキヤより来 國人ササこれを書山に
傍大根 レーカ 蕪菁牡丹とも云 シビリかぶ ブンヨ 同 葛粉なり
よりく事
大中米 セイ 國の南へ寄る所より来るを細くするべし
イルコーツカより満州へ寄りて大湖を渡り湖をザモリと云ふ

近側は暖なる故大根そら豆麦に多く甜菜瓜の類也
北は寒されハ西南東大豆蕎麦ぢやかたら芋カルトッス芋
是なと此辺に産す
海濱の辺ハ海水を煮て塩オロツなとされ世界あしくして
白からす然る所にてハ山塩を用ふ
イルコーツカ山中塩を出す不熟して潔白雪の如し
蘭人の所謂パン小麦にてつくるをブキアンといふ大麦にてつ
くるのをヒレイボといふペーチと称して多く
南方にありまては米をつくる故其所にては米を食とする
都にて先大夫ら行めくりたる京にては左様の所なしペ

デルポルなとハ世界の不都合なる物なし米何れとも
たまく栽培して菓子なとに食ふ事なく飯を攝る事なし
ブキアンヒレイボといへとも多食せす士人まていたて朝は紅茶
又は珈琲茶ニ牛乳を和したるを一二椀喫するまて也
昼ハブキアンなと三四五片ハ又牛乳をつけて食ひ肉を
食ふ故に肉を啖ふ甚しく多くはいくされハ害あり或は他に
行酵館キリロには米を啖用し小粥につくりその中へ牛
乳と砂糖とを和し家様と一椀ツヽ喫
本より此国に産せぬ朝鮮より来る沸湯にて茶を入又牛
乳砂糖を雑へのむ茶をハチカイと云

砂糖漉糖此等皆甘蔗より製す其品を製して白雪の如し

て用

金をゾロク銀をスエブロ銅をメヅノ井と云鋳にてつくり拾るを

川金をイーヒリヤンと云銀をニ子イタ銅をセンカと云

銅銭に象一文あり小銭半文あるなり四半文あるなり二文

あるなり五文十文あるもこれあり

銀銭に象銅一文当十あるなり夫れより当十廿卅五

五十百文あるなり

金銭二品　銅銭当五百文当千文あり是本邦に渡る

其の形は此好事者の許にあるも今略す其数品

ル不過

銅

一文之二分半

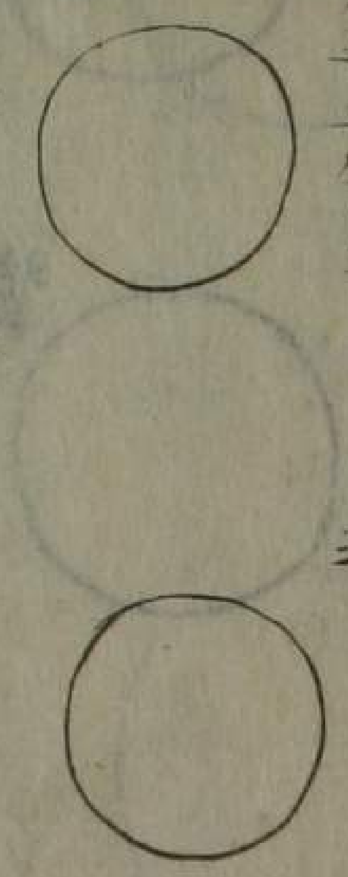

背

ニチノゴロト鋳
南アメリカ地方之

銅

一文之半

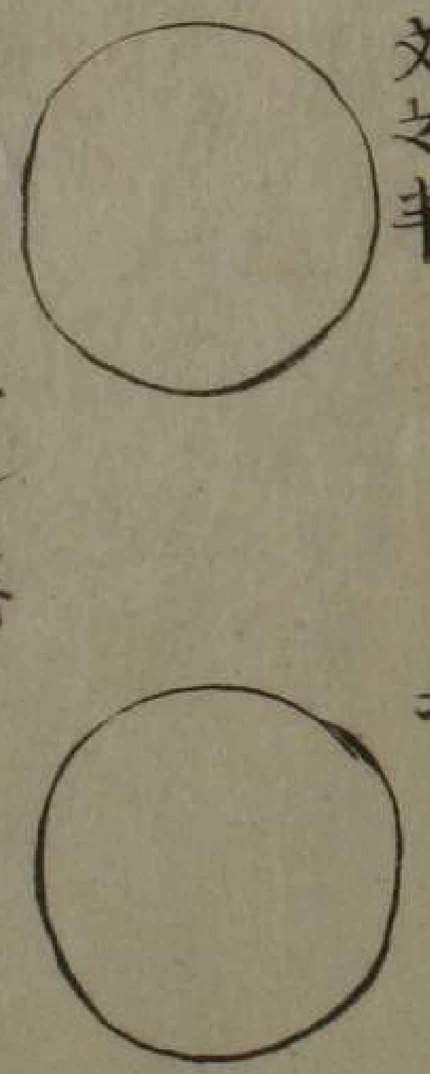

背

エーカテリブル鋳
アチヤ也
南アメリカニ界スル地

十文

銅

ニチノゴロト鋳

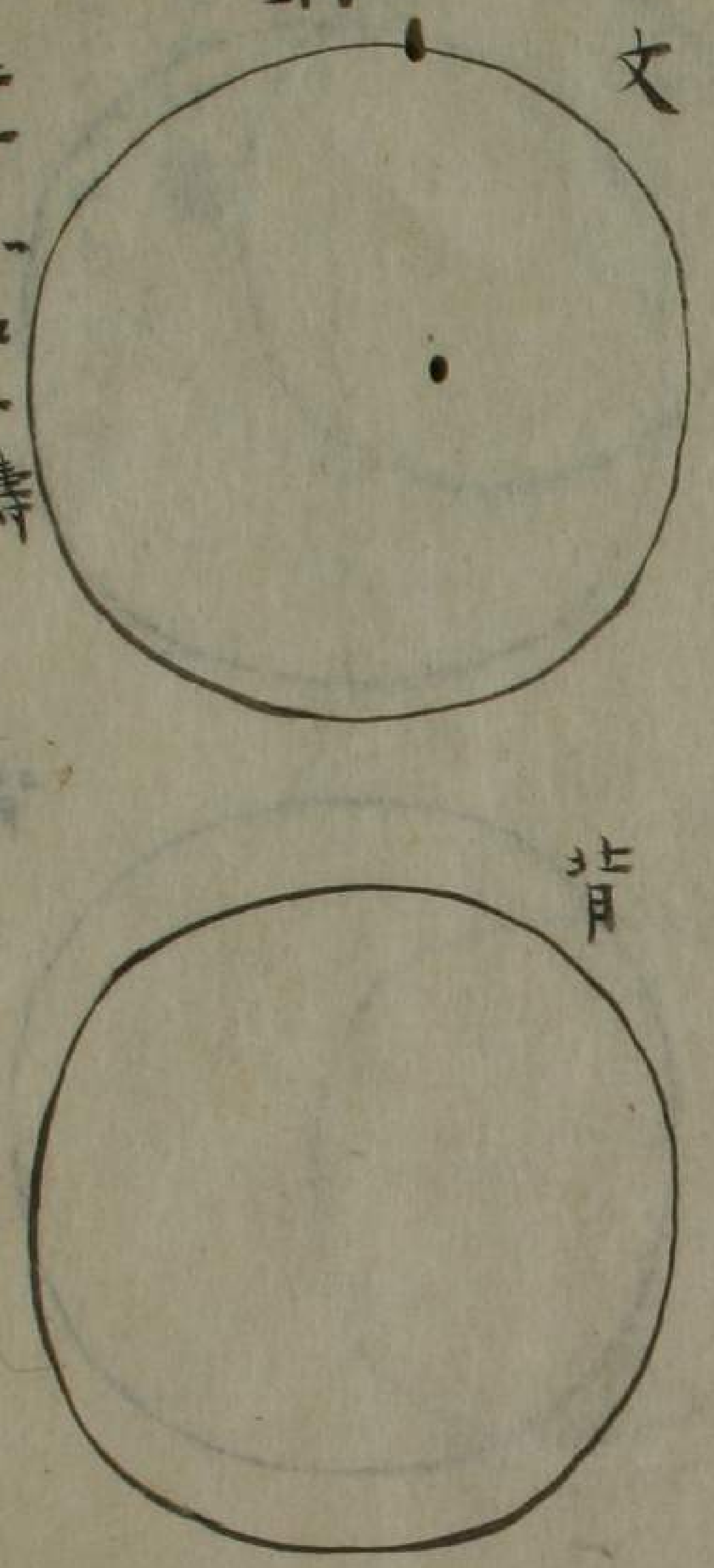

背

銅

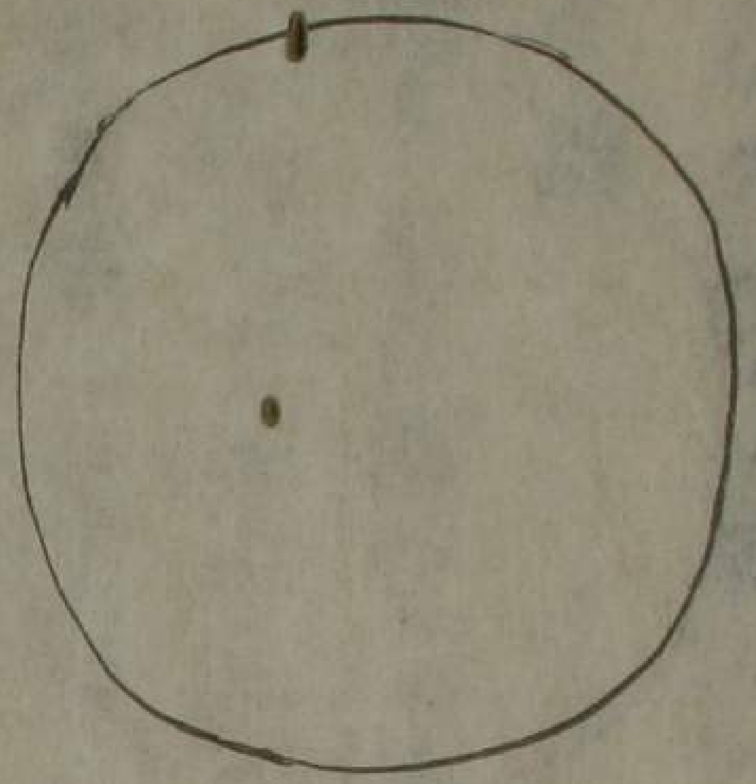

背

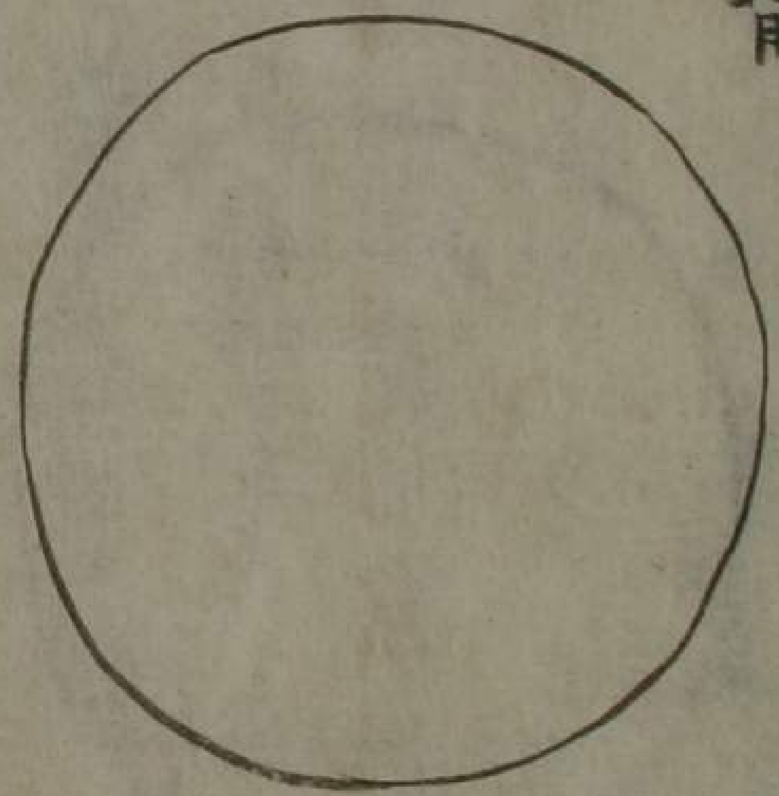

十文
銀
モスクワ鋳

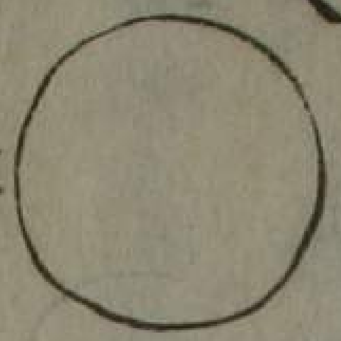

背

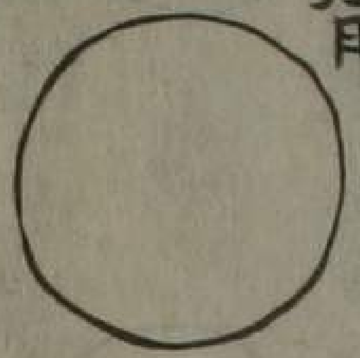

廿五文　ニチータマアリンコ　小之義
銀
モスクワ鋳

背

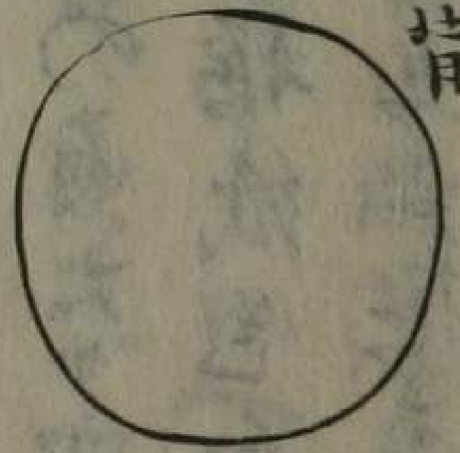

百文　ニチイタ
銀
モスクワ鋳
ニチノゴロト

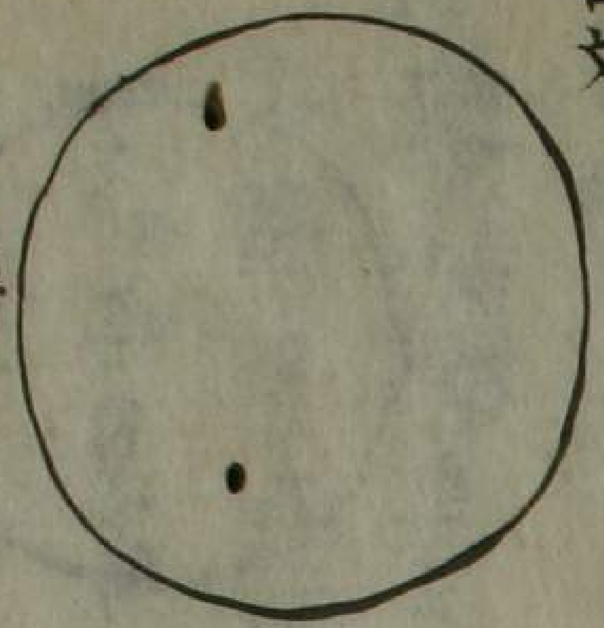

背

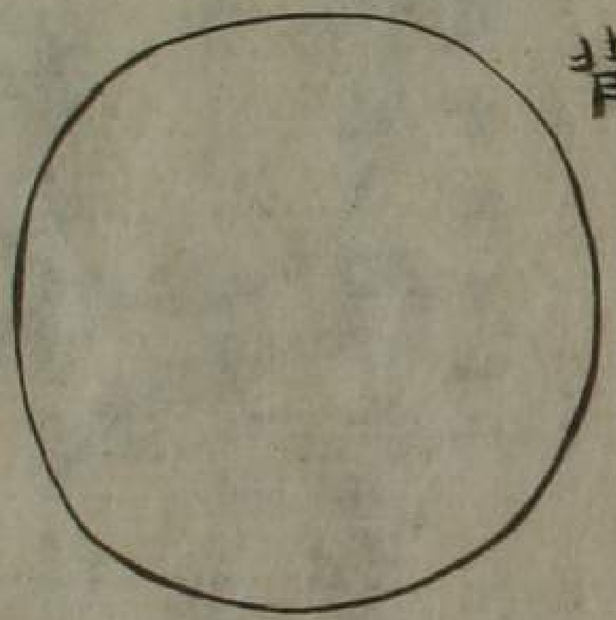

一千文 女主（インピリアン）肖像

金

モスクワ鋳

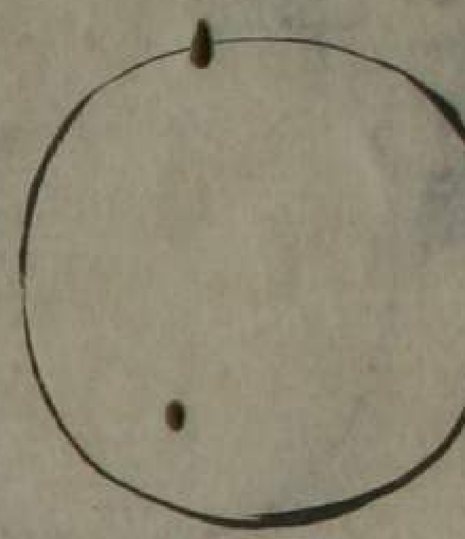

ヘテル帝

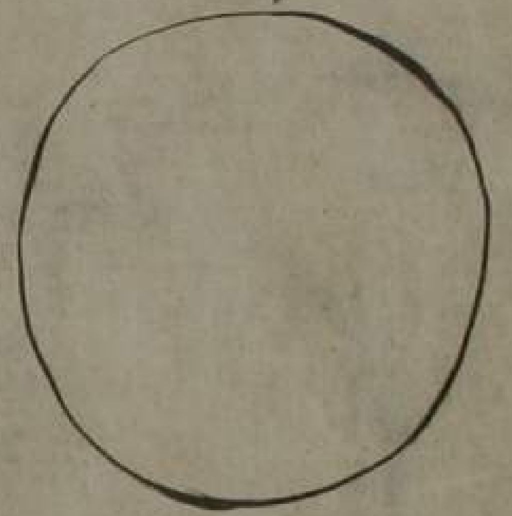

背 イワン也

服忠オリヤラ之

冠

鈔（オセニナウチ）ハ王都のみに有り 邊鄙にハ無し 是れハ大貴高富
に鈔に換て貯ふる有 大サ四五寸許 人皆自身の名を注
す是を換券 小換紙色白なるもの金銭五千文百に換
る有り 黄なるもの五千換す 色淡なるハ十文を充つる
に換るあり 青色微濃なるハ十 淡紅并青色ハ廿なる
に換ルあり 銭換すとハいへとも真を換するにあらし 善火
に投し或ハ失して換券なれハ官是を如何ともせす 巨富
の人皆紙幣便とす 蔵するに軽く且人知らさるを以
てなり

邊鄙ハ小銭多くして金銭少なく都ハ金銭多くして小銭少し故
小銭なき者ハ銭にくるしむ 因て官銭をうる館を建て
一人に五百文を限りて小銭と変ふ 民便とす 此銭
皆新銭にして船につみて日々に余むる 但他に銭を
收るの法有り 其ハ志ることなし

イルコーツカよりムスクワにいたるまでの間金銀山三ケ所あり エーカ
テリスルに在州都官の居る所之 ニチノゴロトにあり 官人ある
べし是より大河により海路にて数島の地あり 住居を辭
免したる人多く境を去て風流をなす者多し イエゴロトにあり
是をモスクワの會所之ん金銀細工をなす一山より掘出して
用る也其外さまくる中に重宝之中なるスエワんより法を使
給ふ所あるは出来さるよし キリロウ語し 寶貨を
手本として造幣すあり ペテルホルにて日本の漂流人
何の所なる諸書やきかはるよし
同年十二月一月廿日或は廿八九日 或は廿一日 光太夫曰

人生する年なれは千七百九十三年第一月一日我寛政四年
壬子十二月朔日にあたる其年初月卅一日二月廿八日
三月卅一日四月卅日五月卅一日六月卅日七月卅一日
八月卅一日九月卅日十月卅一日十一月卅日十二月
卅一日總計三百六十五日なり 又閏月を加ふ
四年に一度二月を廿九日とす是閏月の年 晦朔弦望
なきかはりに年中おし人の生を算するには毎年生日を以て一歳と
あるを一歳とす
暦をつくるところの者をペテルホル又ムスクワと云
二所より暦を頒つ 暦と官僚の姓名を注したる冊子

と合冊して紳士とうらうの為に書林のもとに
こゝのされハとりみてうるべし
暦はなきにす分にも短長刻みつくることを得ん悉く官板
ありたくバ我か手にて紅縁の板官にまかせてつくる
又は佐渡(?)あたりの人の西をうつしその人の未色の圖を
もつてなすべし戒は詔勅に欽も續つけてうる此
頃は其の人の宅にいつりてもつくる事あり いらず
の権者の肖像をつくりてとめんとするときは其人に
請ふべし与ふれバよき事なり(?)
舎夜を百刻とし又廿四時とす一時四刻有奇夜の

中和と一日の初刻とす日長の極七十刻より奇十七時
短極の極二十九刻より奇七時幸(?)経をあらわし(?)ふれを撰
此鼓数をいくつあると不絶日にもくふるれども日長極
短の極子より十刻を足す
行は右を表に遊戯或は不意に集まる時士を商と
雜りてよ敵を嫌ハず共に士民賤とも云ふ右ま(?)商は
冩し以て左に云
ことも此狀をし擣子によると安置とす我が前に(?)係を廟して
座するを見ては驚て堪へ(?)ざることを忘れず
色白を貴び右は胸を露し多を等しく玉も乱

縫つくる又西洋の鷲（オリヤウ）の形をつく此紋天子の服御に
限るなり此外ちいさく菊桐をつくる様のところすべく所用せ
しかるべき事に如オリヤウの章を付る旗をたてまつる之
此木綿也鋸火器等そのごとし
紋服おもより是これよ新服をつくるにもと未林にてみ
て其の形尋紋服にイキリス新有て壹番新紋を使ひたる
・物あれ八幡の思ひ故をすて是を用ゐ新奇をノーイと
いふ舊き者をシタライといふ諸伸はるゝなり人皆
舟船の新服を服して新にきかれは至剃刀のきりの如し
布帛はらしや（スクノ）びろうど（ピエルウエリウ）ゴロフクレン さらさ きぬ ちりめん

上にいふ唐人も喪のみを服す黒絹の衣を着る事あり
婦人は白を着るを好み其他白黒絹の衣を着るに
・阿蘭陀の人白を着るといへども喪服ありて此紋服の事也
いずれ但細衣白布を用黒天鵞絨無用にて唐人は便服用
女子宮殿をも服する時の服はメーボルといふ獣の皮
襟としたるを服す是は割義之ソウズル（ボガ）は日が西へそれ
エゲレスの如き物之出産之彼ゆまて国々にもこれ又ない
國ましてまた多く住めりカムシヤカチキリ アクランスコ 又日
おつてホリシヨンワカおの木を縫り蝦夷地の内の程
又はありし王の紋服に用ゐたる此獣の皮を銀幣に

繻子ハイキリスより来るを佳　火浣布ありフランサースより
来りし臭氣あるもの也イキリス布是ハ白して横ニ絹紋
を織り我国にていふ紋縮の如き桂野なる物之事
其の外如表彩色を見るに至る物あり
人の名各二ツあり名と字なりていふ也　キリロリ子
アタム　キリロ　ウイーチ　ラワクスニミ　といふ　アタム　彼が實名　キリ
ロウイチは父の名之ラワクスニミは姓之姓をあとへつけ
手あとへ名信をつく　アタムは子あるハ名に何とつくる
もの也　アタム　ウイ　チ　ラワクスニミ　と申し　ラワ　ラスニミ　は
彼の先祖より子孫に至るまで是をあとへつくるなり

国王以上ハ實名を呼ね字の義なり其人の果を
味ある姓をいふ
下士の輩の細衣ハ我国の絣文絣に類せる絣を用　オトニミ
ヤ　トレフコイなり其細絣を　ソウコラ井　といふ　イキリスより
来るといふハ　イキリス　又外国より来るもあるよし
庶人ハ朝鮮より来るダバといふ絣布なり
車ハ王八馬其の他ハ前ニ出四馬以下ハ御者あり六馬
八馬其又親子をかふ者みな従者あり　士庶人ハ妻子
三四人同車是遊子里といふ也多くハ妻子を携
是国主をもとて貴きを増すなき故也

楽器を好む事其の男女歌ハいさゝかあらし 琴今十五弦卅
五弦五十弦あり五十弦はイギリスの楽器なり爪にて
弾くなり然れども弦して琴の背上に弾くあり
弦を押さへ琴のうちよく自から鳴るよう
なしみはりなどを弦にして琴あり三弦あれ
それ用事終り鳴物にあれども鼓ず鼓琵琶
國三弦ハ杖刑を行ふ時に用る也あれハ平常ハ無り
王位へ十七戸あり其の内歌光三人あり是翠丸と云
王あり凡翠丸を好き其の法男子生れく初ある者
皆くりの事高の翠丸など云ふのハ之れ代職にする之

高の十大夫其の高の者の長子を生れく我日あるよ
其の法あり人の子時あるし十七戸常に高の翠丸を
さるなり為に通じく芸とも無あり キリロ説さて翠丸など云
者の高齢必なるなし
凡人ハ對して歌んなど請ふ 新ノイイ 語ポイ など傷をシタラ
井ともポンナとも禁中の詞に止ヨとなり何方と
新語を好すこと 黒チヨルノ井 加目カ井 眉イブルビ 髪チヨル井
オロソ 妻ウエン チヤ井ナく オーウエン チヨ井ナ 此一幕のみ人ら
の上歌ふこと アダムが子モロへ来りし時わが人ら歌
それを上をかけられしと思ひ 先大夫がすゝめし時に

アダム　此歌をうたひしを又いつれか其様の人ゟ
女子光太夫々日本より来りし外に漂流し風波の難に
逢那處無人の境をはてり千辛萬苦十三年を経
るもしらすを長崎に帰りて光太夫に其歌にしも
人々をはいふ不覚涙を落したり都而に使人々是を歌ふ
光太夫々是此歌又を見れは皆ポンナといひて是
めしポンナは如何なる婦女の國之 本書此下一葉空紙無字蓋有所諱而削去者
舞は男二女二ニ而連舞ふすて一振りして拝あり
まれ蕪飲の時主夫婦女子賓客男女皆自ら舞
扨之銭を出し時に我等主家の女子を賓客

の前にて揖賓客舞ふ時を各無縫に傍観して不来
とし催すれ再三なれは漸すへし
て来て舞一曲きすむ時とうつりすへ之畢れハ又他の
四人来て舞
歌時ゟり絃歌をて舞時あるをきかす
楽舞の数雑器おあるをきゝらす　朝廷庶人すへて
ひとしきか如し
凡人々始てあふ人の仮せ来て口と口とをあるれ互に足を閉
る是をポチヨアイといふ共別るゝの時又吉節良会皆
ポチヨアイを我見て国郷をいかへ折ゝよ

用ゆる事あり貴賤男女能不避取別み差あり王とも
いへとも是のことなる事を能仰て但書あるによつて烟
是ら時なる能持ある王指とて常の中を押え志
ゝしても是能嘗又ポチヨアイの義之都る官位ある人
親戚のうちうちの書きとらへれは何も能都して尊き者
の事能おけ載くるやうく

凡僕従あることあれは僕都タ主夫婦及男女子おすべく主人
とあれは不く行くを西す主人也する事能様く弟す啓
夜寝不よくてまさみすま子弟僕従都るをあれは必随ふ
晩れは必す西す都タの後のやうし

臣僕子弟たるもの其身ニ罪を犯れは所業とて君主
父兄の人の是をまもりつみ謝して善懐悉とけさる時は
是能ひさく様け乃ち中是能都し様けるまいらすて
其前の罪悪をとけて重きとがむることなし
理髪男女貴賤各僕あり我家の髪を他よりなさしむるときは
何り但髪をそることの髪を剃ることの髪能理との名別之
一人ありて兼るもあり 鬚髪をそる其様気をぬり
刑毛数あれ又いろいろあり 髪をオロソと云 理をナイ
ヒチと云 鬚をホロタと云 剃刀をフレイと云
貴者は所の前の方と半俗と薬これを前の諸帳する節

ことて二寸許をのこしてはさむその折りたる髪をわけ
編さハよし両鬢の辺とは緒子長くのこし膏をつけてくゝ
輪につくり針をさしてとめ左右まるけ無る者ハ髪を
いくつも分てまるく巻たる髻をつくる後の方とも雑
して垂理髪ともに早芋を飾して束ねたる白粉をぬり
かく 芋ハシヤガタラ芋の事なり 又老者ハ多くハ賤老者ハまるくはけにあらず
髭をたくハへ鬚を生す 蘭人我国に来るとき皆白
粉をぬるに備ふるとてとぞ 髪につくる膏ハ我国の鬢
つけといふものに似たし 理髪の形 極て結ぶつゝしやかす
北ハ束目にいふる 老人鬚をいへとも多ハ髭を剃

かゝる時ハつくり髪をかぶり おかつらといふハつくり
奇楽人ハ剪髪なることを好す
婦人紅粉をつく 粉ハ薄くつくといへとも巾着搾み薄
類の紅なるを其のむ故に又燕支を濃くつく唇にも
くる事なし 蘭人色白唇紅也 みゝにくき女子ありといへとも
色黒き者なし 髪ハあかし 髪くろき者ハ面皮も
又やゝ白からず
國天主教を崇信し亜魯西亜に属する國同法一流にして
別派ありて互ふに争ふ 天主教を崇信する国といへとも外面ハ
各自別流なり 王妃多く外面より迎ふる宗門を信ふ

たとへてなくさへぞ
天竺唱ふる咒の言葉の先大天は念仏といふ念仏と
云ふ意なりや オスフポケポミルイ 是をくり返し唱へ外に
の唱へもなし 年中昼夜よりも名遣し
天竺は昔印西より生法をとどむるよし 案彼志千五百七年 厄力西亜の為に没となる
しるしを運へくモス 天主の名をキリストイといふ 磔の状なる
クワチ寺観を建
とあり此英人の妻子を抱きとありいくて其の妻子則
キリストイなり英人は母氏なり名をポーレアテレといふ是を
偶像にする実在名をあらはしポーレとはねく神の化生なる
教礼言葉のをポーレといふ アテレとは母といふこと

よし キリストイ生れて聖なり又何人なる事をさとす
あまねく世界を經歴して観難を嘗め悪人ありてキリス
トイを悪み殺さんとすること百般不測にして狼不
良の輩多くあつまりて云へく 磔にかけて殺後四肢まで
く針を用てつらぬく血流れ水出れども猶不死をとして
石室に投して巨石をおとして埋む悪輩之にこゝろし帰る
り・としてこゝろみに此そ張けし殺るに キリストイ己に殺る
霊あらはれ磔にかけたる狀のまゝにて昇天すと
云ふ 是魯西亜天主の號なり 人に帯る所の十字 キリスト
井を 磔にする形像也 天竺十字を尊みて殺すみ自磔にする

ことに頼むにあらす組属ある一街一寺村落にも又各一寺
ありて死葬のことはさらなり嫁娶生子の名つくるにいたるまて
まて皆天主の命を用ゐんと司る僧教なれはそむ
くことなし．

國一夫一婦として妾を買ふことなし蓄すれはその宗を除す
婦死れは再嫁するも三度にとゞむ四度に及ふは村寺
僧娼も皆七歳三歳同の誓より其の行志ものすゝまさる
招嬢のものあるを除するむ子なはなりては
許さるなし妓を買ことは制の外也
嫁娶は寺僧に媒を頼み約定すれは婚姻は婿家にのり

て女家に親き女と親くする携同車し先つ寺に至る
僧ねく二人を引る天主の前にお對せしめ男女に
かはれもと妻とし終身お和睦し天ある教育し主法を
守父母に仕へ世善をなせしめ僧老真当に歸なむや
よの法をいかにことこいす男女らみに時又女にも
かいかに本に如何ともしらさりくはしと以ては親愛
蓮なり在くあるをの見れは退しめて再与るよく心
そり従ふ色を見て盃尾を酌みかはしあり僧皆に之を
おす式法卒りて又相携しめて天主の命を三度乞
める　さて車にのり婿家に帰りいる　親同皆婿家に

あつまり酒宴酒肴を促し飲を弁し郷に團居の如く
宴するなり我国の俗と情状大異なり
國男色を禁す侵すときは不帯と没す
異長法也豈不謂之良法乎
夫婦相離別するの法なし妻として不行すして其道あるを
するところあれは法にあらす官に訴へ紀明の後罪によりて
ゆるれは杖罪を科して後夫婦となること初の如し夫れ
は夫とて恥とする事のみなるを以て法によりて離縁す又
女僧の寺に入り不行婦となりて寺に遠一年或は二三年
まして再夫婦となる事あれは其夫を責て償を
出さしむるの類夫其婦を本寺にやりしくある者は

妻を娶ると許す妾も二人あるもあり
葬礼死去ある時親族郷党あつまりて哀傷する事皆我
国と同しくして其事情實深きか如し棺に臥棺を
用ゐる時親朋皆ホチヨアイすと葬去る時は天主の像を
前に舁く其寺より出る坊主出て葬にあふ所あれは
其[illegible]を以て之あれは車を止め傍にさけ葬車
の過るを待つ之大事を敬する所り墓石何にしむる如
字を彫伝石の間を年ましてか終
父母の喪は黒衣を着し敷内に[illegible]するは三七日只今
忠孔は頭を抱一周三周七周十三周には寺を[illegible]家に

又此外に僧侶王侯等に至るまで大抵妾あり不和合の不
より使者をやりて離縁の状あるべし 併者をい
ふことゆるす

光太夫イルコーツカに在時トブローフといふ者死前に南部より
漂流せし新蔵といふ者の子を里人の娘に嫁せし光太夫にも
と葬式をさせ給ふ時その家の娘光太夫に請ふ ホチヨ
アイさへ外国の人にして情実ある婦人にして 死者我不

通家は僧侶なき者とす

国俗あらむ我止まく回してくれと給へ 何は者を
知る時より雑の時より是我が身子開く様に者はりなく

又宿にある丸く者と知る者に男生れは従来従前に
布我如く従ひより肩に至るまでひしと巻き置き我
其まま育てる事と云ふ是を死まるところ
不悔み我をつつむとの如く成物とせとてらく
忘む我此中なる我笑みに生者は不拘大事に大事に惜しむ
子れなる子後我生れとて我なる様
児生れは七日水に投し我つく径の山境なるの理
あれはペーチをつく洗礼大様水をかれなる
其後我す児帰といふ事を身を巻き置りいふ
むなき事なし

彼西第一月の末雪の戯あり紙巻をもてしいかさま
〻おこ馬のかよ刀とはさみに有氷の上を走り或は一
輪を掛一輪ある数千歩の外一走にて走りいく
の戯とかし各その便捷を示る事之アムム松前る方
りし時見るに路にしるその故先太夫信しりし此
戯としる見る所の状は皆実記をもして走りよ
まりしからぬと云し無し
二月水を賤く祭あり氷やヶ落るとて我破れを家
にて在何やらむ浅むるしるよし
此月のイワンの祭あり馬身る像異ある人あるは口中に

祭あるし
刀のるるとてあるを救に事ありイワニは古の名僧之昔此
妹病有く人民を悩しいたとの僧が伏しるるなイワニと
祭あるし
三月末大祭あり キリストイと祭あり此祭前懺悔の事あり
生活各手寺に諸天主の前に和尚に對し年犯しるる
隠悪を悉くいひかくて僧是を咎るかまとて赦宥あらく
中にても 小大なし 王太子大臣といえとも是我つきにし先太夫
知りしる更に若年の淫婦女我と手を尽父母を罵り又ある
密ま或に此迸をするその上縊渋ん参し悪怪懊懐の色何る
如何そよさ旧とてはくおかしるやらにとて皆振わしていふ

云されハ罪重き云ハ清きと否との信するゆゑ此祭
前後三十日の間百工ハ工をやめ農も耒耜を捨る又何
ぞものいくつとめするやて間ハ「ギレニ」と云我侭に毎歳
極にあがめし像会ハ身を滌ぎ（洗ふ）是を洗ハ「ギレニ」と云也
之ホカナイ　と云ふむささきといふ事之
四月ニコライの祭有り是ハ古しへの君徳之
七月ヲリヤウの祭あり　オリヤウは寺院の鐘之　ソウホルと
云ハ王の寺之尼寺之　ソウホルと号り此物を王居にやるに之を
説に出すハ之れをもつて見るに其の罪状の差をあるに之
國死刑斬刑等也　罪重き者ハ金銀銅の窟中に居らす

終身禁獄也其次ハ鞭にて打其の数は百より一千に至る
庶人ハチヤンと名付る索に木の柄を付るものを用
ひ官人ハ柳條を用庶人は背中を鞭つ縛のみと肩股の
首世など是を十余うちして　縛悉く破血流れ流
るの修なれ見るもの血涙官人も羅紗の衣の上より打
すへく左右のものより肩へかけくる條の末に手にて持て
皮破血流るも揉まずして地に伏せしも手数みなされたるや
めす　杖を用ひハ背を刑して背を刑するの是れ
其の流刑人を馬に乗せしめ馬より鋤を挿させて其
におちれを振て左右に見せ呼ぶて首を刎むるには罪あり

てまゐらするに百人と五十人つゝ左右に立刑人の手傷を
行過あれは右一折つゝて若お鼓多罪人少なれは出番し
は去セしめておしむ其人をセヒサトよりツヽトお刑あり
されは罪人によらずするおしメウダテにおしむお結ハ
用し皆前に鐃鼓琵琶三絃笛チヤル等をと合奏て喧
しき事く楽器を執ものハ又メウダテ之
州縣おのおのは罪を糺明するといへとも二三百までの
中ハ決す千よりいる者甚数く送りやりて決をとらく
爵重きものハ罪あれハ数にめして閑居せしめ
位何ハ罪の軽重に従ひ閑居日数多少ありて官の秩
俸とるとむ罰金とのハ庶人と異てあハ已おかれハ手罪贓
於官に没す
又題は左右目下頬一寸許に墨をいる又鼻の左右とえ
さるみて其次第罪の軽重によりて先一寸に題して又一寸ましいる
鼻をきり破して先一寸より重き又一
すまいるると有り初手罪を犯すハ
罪と一時まらくるより題あるる

ものハ多ハ人のなとある主人ハみこれを好みく召使ふ
中之何とされハ先ハ心を改行を慎とものそ
罪重きものハ獄に出粉之をさとえおのきるほどと禁せる

日に銭三文を給す別に食をあたへすして三文食にたらず
す足らせとらく乞化し又街におゐて乞食罪人ある三或
ハ手をつなぎ合せしあり後吏に従ひ田畝に耕街衢
は乞食の群ととなし ロセポロセとおゐ返しく云 先大夫の筆を
見れハヤツポン ミロセポロセ くと云

刑

此外都し又示行の中ハ父母官に訴て従とせず或三四
ケ月十四日まいる法日一食親戚お官の門にいたり
寵に閑都をと賂りなき本者を擒しをくして使ふ
あまし又不肖子など追かへあり或臨月踰年まして
父親をも之諮官に訴紫中皆刑にあたらず

贖を出さしむる事あり 是ハ法を犯すにあらず私に和融
させるの者らひし大夫の類諸贖を出さしめて和解まで

名例 杖若の事なし 縲絏するもあるべし 凶年を除す
遠境海濱の所それハ志ふす國中ハ亡命をとていふ本人
都戸籍ハ退いてあしき趣なり都ハ外國人まる事用かず
次第に遠方を旅行させ 都行罰制あるとて都し國人
の志るべの家に遁留をとするべし限あるよし都城方まで
宿する事まれなり 其時の官人へつくる故訴りて限たり
延引とあれハ其あるよしと漏りたる方を官に出しりを
申しぬ母得心あれハ亡命してハ抜すへき不都合

乞児あり我か如きのことく裸形又帯をせさるなり
又家無きものなし風土亦然之
盗ありといへとも山沢なとにまゝ多く悪を為し横行するなる者也
絶てなし又風土清涼なる故手撲する之如僕なる器皿
のたくひをかくし一盃の酒を手撲ふ数中くされハ人家相親む
して器物を失ふ事あれハ逃さつて其の沼辺にいたり
尋れハ果して則主人詞なく償ひとし物官に
訴れハ其当の刑あれハ訴ふる事なし
国俗其の風俗なし頗ありといへとも我か国のことく主
情ふき我か酒楼等を喧嘩をいたしてやましすれハお

閑にあり纔に寸鉄をも不帯ハ物と持あり酒狂して
おあふとのあれは酒家過客にたらふく飲て立て
力つれハみな〳〵やむ善悪雑論者中あれハメウガテ来
官につれ行ける法官行なしあれと雖見なる中なきを
厳敷に修をさとのかさる事なし
持実ハ諸侯主と大臣と遊飲の折ふしハ出此戯あり又
王子大臣なと四馬六馬の車を繋く酒楼に飲贅
のぬきとの大同也子飲立子楼を閉て不帰やすく財物
を賭するとき王とに売り仕る楼ニ出立らす皆骨牌
を用賽戯用を見なし又イギリ井てこらに戯あり是の

玉を投る玉にあつ將之りて又他の色の玉に附てより
又將して一玉まて三四まて觸るゝ事有り勝負とすハ
初に係る玉にあて次に赤次に黄にあてんとを約して
果して然るの事となる。是有り是又財帛を賭ちて人
の歡をて酒宴なとる他未た有りてこ之各此遊具を携ちよりて之
かる云ふさまくの志るし有りその内ドラチコーしといふ戲あ
若家の婦女子なと好みするところにて光太夫にも頗るなし
くり貸ることあり、西至義隆る知ふ麻といふ事を
ドラフカアト是此ドラチコー此意と帯しる名之又イギレイと
云ふ志かる有り是其ハ賭を事ふ戲ある要あ

婦人あり如此其文コロリと其の夫人ソウダテを画く
コロリと云彼國にて大字錢稱す猶是此末室儲蔵なくて
の稱に素あり將軍元帥なとて云ふなとも外にも云ふ
銀錢なとのごとく國王之れ其世より冊封とらみ自
分天子なる事あるをみるもコロリ云ふと云ふ國王のことし 五
十四枚有り
將戲も有り光太夫にも覚えてまし在り甚好隨いて見たると
有し 本書此下空紙者一頁 半紙當承上文圖如左語
第西地球の外に知ると有る いすず殺て知りて多ちち
天子と稱し人に制せられざるもの若 オトーニ甲 子メツフ

オロシヤ　キタイ　ヤフポン　オトヽニヤ　子メツ　此等大國なりカラ
フハ　ベンガリ　トロフカ　モンゴリなと　皆オトヽニヤに属す
・キタイは清朝なり　小乗ペーキンといふ其の國さしては
キタイスコイと云ふ天子あるはスコイと云ふことをつけてよふ
為人キタイの天子は世界をとりしとす　まて天子國
の人とは待遇するを侍なり　ヤフポンスコイは日本國と
云ふ之ヤフポンにはコロリ有てよふす　今地毬の住む
限通せざる所乎　その内さ五帝等は将軍有さき
乎キタイ王に通しさり　此ヤフポン斗は今に不通といふ
徒に交ばく少し

高貴の家の婦人女子はらるるを医者の侍を用ふる事此
好ます　多く　フランフウス　スエフ　イギリス　子メツ　和の侍此等
是ゆへ風流とす　云ふの侍を通とさるとば殊に都
雅なりす　そてそしるものなし　是他なし　広く物持通に
侍の道國情たるるは是れなりされば外國の侍に赴ふ
この外國人を以て高貴の家に迎へ子女の為に師とす
光太夫此事れて見る書游云子　執政大臣の家と云ふに至る　主夫
・好女子皆物面す為光太夫ゝのかす　あらひて此國の
事とさるをとて　あるべし　光太夫見えれば先といふ
テイセムリヤ　仏郎之　シヤウ　皆之　ボハタイ　多く富く倹く　又ヤフポンスコイ

日本国也　ソロク金也　スエズロ銀也　トオンナ多也盛也　金の貨を
送りたるをインピリヤンといふ是光太夫を待する信を以
えらるゝ意なり
ナリシキンは國の貴族之　キリロはポーコーニカ　第六等之　職掌なと
不賜エナラウペーリトニルセウ　完に行てより志あり由
光太夫をみれは左手を執し掌をなして　イナスラン
外方之　チヨロヤトカ　客也　スズデチート　不拘之　サゲイン　訣之　益橋
ほど訣せんことを請ひ侵待なり
日本イキリスを國人ヲストロノと称す是知恵といふ事之志あ
れとも実事の擬式を備ならいふへからずし　日本イキリス氣
氣よく似たりといふ由
イキリスは得意なり日本にすこし出来る國之といふところくの
細工にまさるなり堅精にして華美をなす良にして模氣
ず故に價貴し貴きしといへとも西人此方の器械
好むとも第一人はスエツの器物を好く賞スエツの工は
実驗して飾を離して細なる事に似く望國なす
故に價賤し
國人物を精細する事なし何にまても志あるものに傍ぐ才
あるものあれとも人才を甚ましきことをつとむ
イキリスは物を經驗することを甚しいはからの法を以世に合

して人の之れを知んことを恐る。

アラツハは色黒し　時偶一様ハベンガリの黒奴之如く黒色を

す黒人なれ共黒色にして之色なす　ベンガリはアラツハなれ

見ては恥かしき所よし　アラツハもベンガリとすれは指

し笑ふアラツパ黒くして光沢有り

王朝黒人を七人まして近侍せしむ黒人妻五人子三人

あり亜墨利加の役人を携へ中欲好王女を娶りて黒人と

黒人を携へて居住す黒人白色なれハ衣に観是を先ず

遠人を臣とし廣大にほこるの意ニ家及従者のと

然し妾黒人二三人を僕とす

オトヽニヤは大海にして　皆是僻遠大きく外方を隔て人に暗く

の為かまたは浮虚に近きことを好は好頼さとゆしてフラ

ウダとは真実やなきも戯にあらずやなと信て言あり

故に国人オトヽ三ヤ人をとられはボハタイと云ふ重大なる意

ありベンガリ　アラツパ　トロツカ　トンツコイ　なとも皆狭隘を云好

風なと無し

北アメリカ国の事は大海まて南アメリカの地方ハ亜墨利加

に英壌界接せすれともカの地まて未審に知られざること多く

窺ひそれへ見て小アメリカ推して不容易に彼地に行ける

人なりともなもしれず　イリコーツカにギリゴレヘイウノウ

廿十、セイリヤホトいふ所の河り據る種暑ある男また
北アメリカの近傍なる年を重ね候數多の風俗を窺ふの
ためなり都て此アメリカに入る人是まて物事申あしい
ら、あまりやや定て殺する事あるへし それハ之れてもつ
とのあし ギリゴレ あらさをまり見ゆより たる所のあるを
以此功卓絶なれバとて特に金の ツダリ とて 贈りくる
ところを賜ひ イキリスの人 アリヤキイチ二シトラ と称する所
国器を賜ふ アリヤトイチ とハ 煙花戯の如く 二シトラ とハ
都て何の蔵まては その上をといふ事へされハ 是人の名
にあらハ 煙花の名人なれハとて 金器を賜りされ々鑄

附られ されハ その人の名を称して アリヤキイ 二シト
ら と斗称すること 先達彼らつくりたる 煙花をもえらり
しが 我国て見る所にまあらハ 格別なる故ニ 先く
ありしが 此の事てあ古今に稀なる名人として 業
に見戯をとて たとひ いかにや 身命にもかく不測
の異しき國界とにも 御細し年月を經て功勞ニ因器を
賜ふをいぶかしされと 彼是西國の異なる事なれバ
則ニ是級能とし 先かりし 先達ハ此金制のメタリ賦
賜女主三十年の條改の皆此之人に賜ましく隱し
見る事なるへし

言語風俗の違ふハ宜之ニ帰して笑とのみ不異人情ハ又
別あることなし老若男女を送り来る事ニ毎を銘付
親朋来り送る者互ニ流涕して別るゝ船中ニあるもの
又天主の名を唱て帰るに父母等の名を唱て帰る天主を
唱る咒の如き事ハ唱へて鏡を発し皆ニ父母天主を
唱ては鏡を発し妻子兄弟等の名を唱ては発船漸くに
遠くなりて此俗すべて無あれハ鏡を発し離別ニ鏡
を発する事ハ父母妻子兄弟すべて此親朋友のある
安穏無恙を祈り心のましまさる餞別の地より日より
行着地方を守りてすべく鏡を発す保是驚心

のみと無きやハ知らず去れば是等の船も湊に
入れハ鏡或発湊ニ又鏡或発して之れニ参平日も
無ある時は必鏡を発す
ミロンステツプハーラ井チ大、ビリチーコース、セレザントと云ふは近代の
名医ミカマナトニニ才のものより種痘の法を傳へ来る中ニ
慶む其法未タ痘を患へさる者いつ頃時を以て年
の腕を刺して血を出し其の所へ何やらむ薬をつくれハ
発熱して痘を発す種の多少は毒の有無に
よる事なれハ之れ分の後年間痘をなし死るもいるとか
聞し他人の面痘痕あるとハ無り ミロンが咒ハカビタニ

まカム シヤフカの財部ニ関る役人之名をバステツバノウサ
チヒリチウコーフ
フラーリと云ふ人フランウースの人ニて名画之筆は只画工
の及ぶ用諸州より渡来るといふ
人名肖像を画くに好キリロ 先太夫ヵ像を画しめて
成れり子女全七十を募りとぞ
キリロ、グスタウエチ、ラワクスミン、ボーユーコカ 大主と同国ニして
博通ニ藝あるとあまりし 則女主の師なり 先太夫ヵ名に逢
ヽ深く先られ倫ニ彼ヵ推挙ニ因て見る西に遣るるとなり
なり されハ博通多く キリロニ伴し キリロ木宿す奇石

を見るに妙之山石ニ奇多し 水辺の石奇なれとおゝし
その奇なる物を拾ふハ石ニ草ニ錦をつけゝる、とあと
をあたりの所ニ在ておハその石緑く女中ニ奇状なる
物なり先それハ、ととめく合せく採取ニ致す蓋み
見様してまふるハ悉ニ舞ふ山を行て流水をえ
れハ女人を出して礦子の茎ニ酬しめみ貯ふるの水を
其の酌水ニ水、布ニ少許ぬるれハその水色忽緑藍
赤紫ホの色を含発す 是その色の発するを其の山金
銀の氣あるをいある事のよし キリロか子アガム、キリロ
ツエ大、ラワクスミン ボロワチノと云ふ人同しく此事ニ只宗翁

のみ知る事也言我等皆窮理に汚るゝはずと答し
ギヤミニは其の最要を是ぞ越る物なし以て成命全く
其用ゐる事ありとし キヤミニを見付る事に依ては其
事に弄て速に返り来れと益て命し云事此よし
金銀と物給人を賜り見るに殺る事も有 キヤーミニ経に於る
ことを記す有り
メタリと賜る其の河側の後和にありて是を言て見ゆ之

面
女主

背
王ぺにん

肖像
之像

原本圖闕

煙草出来て何ぞされは煙を吸ふ事なし 只鼻より鼻穴
より入る事出る事を紋々に煙草出来る事を忘し庶人なとは
かろくしく烟を吸ふとあるハ今す鼻穴にのみ気をつくる
あはすなし光太夫彼の品を神する時 ナリシキとのみ云 ナリス
キン傍返に煙草を吸ふ様にのみ贈我の品 百文にあら
ず悦ぶ人是を残りなく スクノ云ふにあふ迄りとふ スクノは
羅紗之下也我の紗十匁の余りにあり
歯くさあつくして歯纏する者を老にて合はすして歯落る
加し牛枝の皆を焼きかみてふるを嚼む人の
歯と云ふ乏くなくとしと云

モスクワ ベテルボルグ等ニハタヽリンといふ異俗の民住みて
棲むことあり国人とは婚姻を結はず邑落を別にす
す 髭ハ唐山に家古風にて其の住居しける国の居
民の如く髪を剃す猶其人々子女を好み装を
縉紳の家にては不嫁女リンは男女の衣服を以て
其女子の孫娘に二十年已と男を載く髪は大に暫ひ
てなく結ひます
イルコーツカより バラワケ トニクース といふ異俗住む又魚
西面にて邑落を別に家を六角に造る
チギリ カムシヤツカまてハ さみの皮を纏し 窓をそなえる箱子を
支に依く此辺の家の造様階穴を穿ちその内より家を造
り都し二階三階にすれと穴中と外と上下半分住す
ある様子造るところ此家は六角に作り柱す
チギリまでは チコホコといふ異俗すむ是又邑落別なり平
民と雑居せず
カムシヤツカまでは ヤコート といふ異俗あり ヤコート カムシヤダは目睛に
髪は黒し ヤコートは牛畜をとて飼養を牧畜と牧息
するをつとむ 家に在時も多く裸体 男女共に家の外を皮にて
捲ふみ馬乳を飲ます 遊猟まては狐兎熊を猟捕さ
とあきはかヽ食前の ブラワケ トンクリス チユホコ ヤムシヤダ ヤコート

第六爵

の形ハ全く其飲食の品をも従卒の実に倣なる者ハ只
ペテルボルのタリンとチユフトの長ハポーコーニカの爵を得ふ
此者共孝精言我曲のうんえんを申く飲ボートル一ニスロ
と云ふ

呂 ネート 幻術をなすものなりヤコーツカにていへんとする
三日ほと前より大川なり氷合すれハ此より備へし氷解
れハ又舟を用く渡んとし其時氷初る解押砕る氷
流来く馬を轢んとそ渡る又三日すて滞留
の女我し惜し夫々夫女転る婦に向しつハ差て見他
なし主人物を草せてなりを草の本家 此意ありて不好

千なりといひしそ
又此辺の度淫霧深雪皆方角を失ヤコートト常に途に然
すとのこと云ふ惑さるゝ事ハなけれハ故に道を標すためよ
総警手伝のためのるを椅に馬を役ぬ掛ってなる者

幻術

形のをくす三様の服をせすり鈴のなすもの也
此の術ヤコートハ此根るもの他の異伝英本人その
なるものハ絶てなきものと云ふ
シビリ オホーツカなとハ別る事とし兼もおれとも皆根皮
を被されハ不堪猶尾をハ見り巻まし両の皮とこ
りくして破出さる都皆のつまれ四足の皮をハとく、

りとすまゝく皮骨を去て冨貴人服こ貧賤者ハ後御
を服又女と是役使を賎し
アミシツカ
アミシツカは大夫おゐ初る肩し鳴之七七里程横三里
斗の小島之山有し人あつまりて穴居す上ハ草をふき
て屋となし夫婦は里内にある女子は他の所に
移る百合の根をつきくだき水にひたしのむ又鶴の卵
をなく食ふ又水鳥を取魚をとり石を積く矢の根とし
木をとあく矢柄とす矢一本をつくるに七日八日を費
す矢にて根にたあく飛鳥に投又草をもえて縄とせ
糸にて糸く男女年齢凡男七十二人女百人余

ありき日鮭魚を干し西亜人ゝすまくハ其ゟ其の鳥を取り
衣をトヨノと云本山派する其の衣を捨く新たに草を
の指るを又是もて此所に雄黄を多く金石と石を細く
火を知し焼火をウツタカと云うつくしとアカチヤカと云
唯ハ国の岩を知卵をもむ女子ゝは初も知りてゐる
其の迎山島おし雄黄山の鳴く常に火作り其の
硫黄行ある雄黄を取来て互に交易行けれは
カムシヤツカ
カムシヤツカには焼山有り大なる山之中の麻の類是をとり
知りて其の付近集まり此時猟する
一と易し

オホウツカの郡官ゴロヂン ら工千が宅に在し時洋学の時
大に舟を棄て当用あるあまれ分を労動
するらしあへ大なと多く害ると魚を執て路合しむ 大カム
シヤツカ ベドルカオル チキリ ホリショリカの通事これあり
朝夕これハ僕を率く メバカ大也 ザツポーレイ 舟を驚と云やなく
僕あるなし居手て ポチヨシ と云 子あり 其をよぶ大さ三四ふなりて
人三四人乗るをりて至る思しても低ものなと乙知く
九乗あれさるとのハやとくすれバ落 ホガく と らへて右
折しよくと鳴は右旋す毎殺丸しに知くるとあく
光太夫が タクホガく と いふべく ハ まうききと思ふ

キリロはこの事をもいと彼国にしく盛なる 事ハある男
あり十七國の事に博通したるもある時光太夫ホ四
五人と向ひ海の事を月始天著と盈水の事を庄に
もいふその手をさし入て打まねをして見せんれ キリロ
大にいかり夫は西南の事にて日本は三十度より四十度迄
の事なりと手をさしのべ緯度の事を知るべし海が
多の理を以て人を欺く輩に知る事をしれぞ
能ぞ不達光太夫も事に悔しむとする事やしくだしら
へく海ぞり此爪の事にも事は絶て知きも知るまじ
光太夫彼国の俗文字を習ふ小女等ならべくまなしめ

昔この父は信ふかくおはしゝがキリロが少女十歳ばかりなりし
がペーピゼデアをはくゝみよなぶすりてあらむと
云ひしかばキリロは侍坐する時志ありてこれを備したり
れといはるゝをあらためてキリロ不無館なる誰は聞きかゝる
ものとふみやと問合愛をあけるも蒙しかばキリロ化をして
其ち女をはせんとし女早く路をとりて走のるキリロ
行進めくりくりペーヒ反ピゼデア反ズダ則ピズダは女陰の
事を志夫妻時音韻を反切はくぶし陰思へば指後は
俗ゑりといへり如るの西字字にして異也の後を写す
或は数字を反切して一音とゆゑ又数字を輯て一字とを

つゝる我国言唐土の言を譯する難も有て一字まして足る
ところもあり鶴は二字鶉は三字鶺は四字の数なる
小彼は荘鶴は孔雀は一字は化さなれまして梵僧の唐
言は多きこと互あり我国竹字タケとよみチクとよみ
日の字二千とよみヒとよみ朔日はツイタチ晦日はツゴモリと
よむとさまく難きいろは翁也を会得すること易し
况や俳偕園なとれは和漢をそへ一字にして数千をも
わあるしのとて何といふも
女嫁して夫死後嫁す三ゝ云は反の盗は成寄すれ
幸ましてニゝ云は夫はおくるゝをあれに嫁するをなす

俗の妻にあらずとは又制の外に　此條在西則従写

丈夫彼国は陸りてのえるとの禽獣ちつ鳥雀燕鵞等之

くや馬とビチイフといふ獣はあらざるし　リエリフパ　獅虎　オロシヤ　ソウボウ

アミシカ　ボウブラフ　とゝいふ　熊ソンデ　兎ウシカニ　狐リシツ　猿オロシヤ　イルコーツカ　オナベヤニ　鼠

ゑと然此国とえらり暗らが国まではつる鼠をいふ小鼠之

キリイスといふ猫は知らし丈夫は妻の居は無し猫をカムシヤツカ

ある人に年ぶりて妻を知るとの内に年ある清かれ

も誰はあるべくよまやえれされは此野し居しらと

海りしとぞ

湖にあるやうなし　イルコーツカより居日の多ようには女子あるのを

ようなる蔵事卯獣乳あるはし女のみ売る卯あるヤイフとあ

ヤイツダーといふ長くりく味又ナーダーに鳴二字せよ気知し

賣物ありて人をいふの聲のみ魚或レーベといふ大湖の側

故レーベなる多く賣

ヤコーツカ　イルカーツクの川に二三尺許の魚多河り人殺く取る

中知し形状刀鉾を飾さるに似てり則ちあるありとして

コーヒチといふ物に獣角あり多く二尺くらゐあり　形

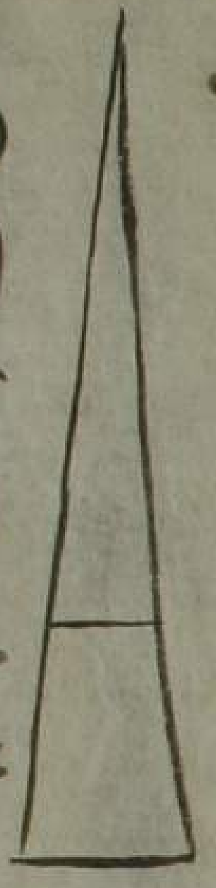

如鉾　ヤコーツカの小陽に有あお尤多し

その肉は通天牟に雖れり野馬の馬はつみく待るに

送る細工をして象牙に擬す鹿角はカムシヤツカ山

中多して行路を妨く人無く不捨
蘇本ちトロツカトロヰツクの國となり来
イルコーツカの湖(ザモリ)は長サ我西の道ニて八百里餘り是そ
王教へ来る道すらあらす湖辺百里許に温泉有りこれ
に浴せる者多し光太夫は此湖を毎年乗なり此時キリロ
光太夫を饗笑く此湖ヤツボレスコイを渡へしとなし
キリロ硝子の寵愛を持く多く玉壺を造らせ此湖なり
満州に送り羊毛布帛砂糖氷糖線香なと交易す
硝子は六千銀なり蘭なりまてと大なる猫おゝす白不爛
さるも故にペテルボルの名製なり

初光太夫伊勢を出し時大垣侯の奥方より雛人形の
入る長持を借り來り毎年積入り彼地まて持しまて
此櫃を出し人々に珠に珍とす小櫃をは酒器に用
九曜の文ある器なと家とも寳蔵す日本の漆器なと
は悉く貴玩する事也
キリロ光太夫を借りて汝か生国伊勢の太廟に末社数
百ありと云伴ありや秘に徒るかし答ルへ何程宗
する和の形多や又京の三十三間堂に佛の数三萬三
千三百あるよし志るるや光太夫是を聞て又気ちか
志りと云之に答しらか又宗門八宗ありと云何と

といふや 問ふ 禅天台一向宗言あるものありていかゝ返へ
宗教をも害に紀ると答し 汝か云ふ所孝信相れ
すてさせる多し何ぞ人心にて取らん 云ふ理るの勝之を論せ
又キリ口 汝か云ふ死刑ありて自害することありといふて 云
実に若し罪を犯し其身自分して公法をのかれ
是悔やと問ふ 身ならは死して其罪をのかれてある所
教ゆる故なり すむし 是と答しかハ 此身人は父母よ
らく父母ありといへとも子孫殺すことあるへきはさるハ上
天子在す 天子下民を殺すことあるへからさるハ人民ハ天
子のものにあらす 人命は天主よりらく 天主のものにして

身自ら殺して何ぞ為さんや 自殺して犯罪消るものと
せハいはすさる所なるへし 汝か云ふ所すなはち 自害を除ふ
と云ふる所なり 命を苦さるものを論し 彼云まて キリ口
其外の人と交し習 此二ケの外我のみと経とする吉
もさらさるよし
又汝か生れセウノイシヤヤメシの事終なり学ふキ何なり 是くる
ると問ふ 先大夫笑へさりけれハ 不知と答しかハ キリ口笑
て居けり 彼等の法を見るれは誠にありと信りし 是は
の法語蘭人なり 申しなり
彼示まて 桂川甫周 中川淳庵らか申を知る由何となりて

知らるゝ事なりしと聞しは 先考曾て以前 阿蘭陀カピタン
江戸参府之事亀ありし时 甫周と其を伴ひ 快談し
たる中 何事此カピタン 蘭人ニテハ 然る実にスエッツの人也
き先年参人ニ就り ペテルボル江住来されしとて スエッツは都志
よしも故二人ら名残唱たりしらのカピタンは江戸
にて見んとて一度面会ありし之 謹慮なられし 封結の时
面白き中にも 是にて見れ 蘭人ハくゝと帰居れど
何れの人ハ蘭人を主として 殊に蒙人なる日本の
通辞を制御し 其を宜しく通辞にも阿ら然
の辞を用いて 通辞に二事ある事す事する事阿り

又彼らり此方の通辞江ペトルなりしに 唱伝の振舞
えのを操る事にて 通辞共これを ペトル格別にいふ
ものなし 是世知し利を制せるも 蘭人は以前ありぬとの
有るべし

キリロ又或时 月中に影のまさらぬのあり 日本にては何と
いふやと問ふ 先考答へ あれは兎の米を舂むといふ
キリロ これは書物にはあるや 又あらしきことにもかと云う先考
太夫 何の書にあるや 未だ覧せずといへば 畢竟一
定の説のよしと云へば キリロ笑てあれは 地球の
影の猶ならん ヤツボンとあるの中に在るといひき
猶未知月浮陰一世界之説

狐狸の人を惑し妖をなすは死去の鬼と成て霊を顕
すものなるべく人に祟しむ人の死する時霊魂の色と
いふ事は稀に見ることもあり其色はキリロ狐狸の妖の事
は皆及ぶ所なりといふともおかすをいふなりとウエーリ
是 スウエリーヤとは変化といふ事なり之
ロシヤ今王の徴号なるべくイルコツコイ守護人の首と訓しけり赤人の間者にてもあるべし
彼国にてそれは人を殺したることを闘戦の外はなし
帝其他雑号も有べし彼の人を殺すも何ぞ惜むべき事何の
又殺されたる事もみありとの事なり中興の英主と
称ペテルといふ王殺し今の海中の邑の上層の定なり
にを河水に投し是をなり都く四海万国の外国游
歴すべき館功熱他偏あるをとて神仏のごとく称す

是皆今の国人の口碑に伝ふるし光太夫に是
を以キリロ紳さいて説を作りて答る成べし
光太夫彼国より帰りを有し時称旌ありきアダム使の命を
含にてはキリロ皆道の事を伝るよき序なれは潤深く
備を得る故行き後にアダムと光太夫に案
じかキリロか妻をカテリナと云所より女まで磯の
事なきキリロは不拘気風なれと何翁籍ありて命
計を知りて其国に住のとなる時光太夫が郷愁ある
に道をよれの迂回なるとていたく海路に送れり
オホーツカの縣官イワンフヨウドロウエチ、クリンに尺八を贈り

しらの國にあきとあれハ面白かりけりまん同お縁よ
お来たりし故犬ハなをやりく来りし
光太夫がオホーツカへ物かんせし時初めかしこに来りし
時の縁にありイワンに光太夫か向へ縁接給へかす官に
貴ふハ我よく知らんと云光太夫縁しられハ彼ふハ母
にうへしヶ様の中我らりハいひ和しかくし云母の急を
カテリナニキシモノナと云集に此事を語りて頼しらバある
夕遊館の時母の縁の事をいひ官に上り本国の事
此如くなりおい光太夫ハ本行様の用意をなりおんと
いひ私しイワンこれをフラリに傳 フラリは今 フラリ 財を司る

難んする急ありき此なりいかおほしや光太夫
も知らざりしが此日ハ縁を解といふ日にいたり官
まり光太夫を呼に来り其の金と云銀五百枚を和し
共へたり是太夫に直書あり イワンが志之事
オホーツカを九月十二日お十月十七日に飯夷地の子モロに
着我国の九月三日之前夜にいたり擢る光太夫
風色を日和しあたり天蒋に晴る星斗列り渺々として
此夜をハ見さ故之故のかすりしま中いはなくそきいひし
名で皆目我指く笑ふともかく故国を知らまや此日に
いたり山のかすりいかまで同猶銀にたるを知れハ

又不知と答し果て子モロヨへ此所へ乗して有空内
しらバ乗るとあしとらへ是知といふしもの内オホーツカ
の生れまてサハリンと云舟のり六拾余のともがらしが
アツケシへ来し時少時来りし時の信ありとて孤児を
抑して償しけれバ去さ
オホーツカ カムシヤツカ なとの海浜にはブルムサイといふ舟
ものあり是はカムシヤツカ ヤコートの数多在平民まてし
不良なるものは此舟の事ニ習ふるとあるやすく
遠海通行の事も容易に行れ諸国者を思ふまゝ之切備
去れより来る商人ありて仕へとの此物なとを信頼

らさ賞をとれケ拾の長数命ぐすの筆紙尽て使ふべ
唐船ニは漳州我山の舟乗ハ皆此数まてあれとみ
是程にあらぬはかりいとあやのみには遠くて訳郎
の雲物をも粗略すり此本にさえしくましよかりぬ
振廻をするにあらし
アダム ホルホ前ニへし時てむま三艘相しけり一はケヤキニ
・はリスの木の船之アダムすくえくアーカンパラゼラウと
称す喜撰甚しアンパンは樺ゼロらな本之み大板を
の船アダムが舟をすり遠てへし〃み樺本之しらが
益貴免し分り樺本より充来たし乃見ゆる

手ニ入つあれて自ハきこゆる事との之
松前ニ上りてアダム此和ニエナラウありと云エナラウは名
第一第四まての爵補なり船は此エナラウと
いへば己が使廣にふうふうなしとも松前ち此和ニありし
無きらぬ事は有ゆまし其もまた渡て始る信牌を遣
なり又松前ニ被来を信るるを少くなの心ニ遣りし
地図遠くり見は路をもすでしらしそ又松前
の奥城様外ニ能せしなの宿せしまちは大家へそ
御あしも此男起こらりて不穏海和ニのて所ら
船水を嘆き大息しての此居りし此時アダム若来

船ニ再ぶんまで船ニ先ごとしらば光太夫ニ此和言
くく笑悪ニ困しいまして来船ニ携へんやといひしらが
如く能りとし此なり船数四五を隔ての着知へし
多数などとて思ひりしなりは差にありてとらひし
とそ
此時奥州大名の三百の船を多く都しくる[illegible]母ニ
世廻口しなり日本二百いかにも喜事と思ふやまの和
まではアラツパの東カベデルホルの商人[illegible]大鏡をわたせなり
し時天子なりは一年を都さへ一使を[illegible]あり
しきと日いふ罵たりしか言語不通はすむべき

アタムなる悪鬼ハおさへりしゃ愚なるあるまいからそて
たばくいびし
竹ハ彼女子おしアモヒと云ゆれ歌舞す女子の竹枝イキ
リスと持来く賣使千金をも本主御しとふて信を有き
外ならなし
薬をゲカルスフと云薬舗をアクチエツカイと云薬物は
是まで賣アピチエカリと云

壬申季夏中澣校讀一過　古慶堂主人支離子識
乙亥仲春念八日讀一過侗菴鏤歴子識
乙酉二月七日讀一過　侗菴對椽子識